





じ。 ) 」を加え、同項に次の 2 号を加える。

当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法 ( 明治 29 年法律第 89 号 ) 第 817 条の 2 第 1 項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと ( 特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。 ) 又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

第 1 号、第 2 号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第 8 条の 3 第 1 項に規定する職員に該当しなくなった場合

第 8 条の 9 第 1 項第 4 号を次のように改める。

当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第 817 条の 2 第 1 項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと ( 特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。 ) 又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

第 8 条の 9 第 1 項に次の 1 号を加える。

第 1 号、第 2 号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第 8 条の 4 第 1 項に規定する職員に該当しなくなった場合

第 8 条の 11 第 1 項に次の 2 号を加える。

当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第 817 条の 2 第 1 項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと ( 特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。 ) 又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

第 1 号、第 2 号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員がそれぞれ条例第 8 条の 4 第 2 項又は第 3 項に規定する職員に該当しなくなった場合

第 8 条の 12 中「第 8 条の 6 第 1 項第 3 号」の次に「から第 5 号まで」を加え、「及び第 4 号並びに」を「から第 5 号まで及び」に、「及び第 2 項各号」を「から第 5 号まで」に、「日常生活を営むのに支障がある者 ( 以下「要介護者」という。 ) 」を「要介護者 ( 第 14 条の 2 第 3 項において「要介護者」という。 ) 」に、「第 8 条の 6 第 1 項第 1 号中「子」とあるのは「要介護者」を「第 8 条の 6 第 1 項第 1 号中「子 ( 条例第 8 条の 3 第 1 項において子に含まれるものとされる者 ( 以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。 ) を含む。以下この項、第 8 条の 7、第 8 条の 9 第 1 項、第 8 条の 11 第 1 項及び第 2 項、第 13 条第 12 号、第 17 号、第 18 号、第 21 号及び第 25 号並びに別表において同じ。 ) 」とあるのは「条例第 14 条第 1 項に規定する要介護者 ( 以下「要介護者」という。 ) 」に、「第 8 条の 10 第 1 項中「第 8 条の 4 第 2 項又は第 3 項」とあるのは「第 8 条の 4 第 3 項」と、「ならない。この場合において、条例第 8 条の 4 第 2 項の規定による請求に係る期間と同条第 3 項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは「ならない」と、同条第 2 項及び第 3 項中」を「第 8 条の 10 第 2 項中「条例第 8 条の 4 第 2 項又は第 3 項」とあるのは「それぞれ条例第 8 条の 4 第 2 項に規定する支障の有無又は同条第 3 項」と、同条第 3 項中」に改める。

第 13 条第 1 項第 6 号中「死亡した者」を「親族」に、「期間以内」を「日数の範囲内の期間」に改め、同項第 12 号中「親」の次に「 ( 当該子について民法第 817 条の 2 第 1 項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者 ( 当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。 ) であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により当該子を委託されている同法第 6 条の 4 第 1 号に規定する養育里親である者 ( 児童の親その他の同法第 27 条第 4 項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親として当該子を委託することができない者に限る。 ) 若しくは同号に規定する養子縁組里親である者を含む。 ) 」を加え、同項第 18 号中「が配偶者」の次に「 ( 届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号、第 21 号、第 25 号、次条第 1 項及び別表において同じ。 ) 」を加える。

第 14 条第 1 項中「であって職員と同居しているもの」を「 ( 第 2 号に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。 ) 」に改め、同条第 3 項から第 5 項までを次のように改める。

- 3 条例第 14 条第 1 項に規定する職員の申出は、同項に規定する指定期間 ( 以下「指定期間」という。 ) の指定を希望する期間の初日及び末日を明らかにして行わなければならない。
- 4 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があつた場合は、当該申出に係る期間 ( 第 7 項において「申出の期間」という。 ) を指定期間として指定するものとする。
- 5 職員は、第 3 項の申出に基づき前項若しくは第 7 項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出 ( 短縮の指定の申出に限る。 ) に基づき次項若しくは第 7 項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を明らかにして申し出なければならない。

第14条に次の3項を加える。

- 6 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合は、第4項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間を指定期間として指定するものとする。
- 7 第4項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、申出の期間又は第3項の申出に基づき第4項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第5項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第17条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。
- 8 指定期間の通算は暦に従って計算し、1月に満たない期間は30日をもって1月とする。

第14条第1項第2号中「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」を削り、同条の次に次の2条を加える。

（介護休暇の単位等）

**第14条の2** 介護休暇の単位は、1日、半日又は1時間とする。

- 2 半日を単位とする介護休暇は、半日勤務時間において取得するものとする。
- 3 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

（介護時間の単位等）

**第14条の3** 介護時間の単位は、30分とする。

- 2 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

第15条中「第16条」を「第17条」に改める。

第17条の見出し中「介護休暇」の次に「及び介護時間」を加え、同条中「介護休暇」の次に「又は介護時間」を、「第14条第1項」の次に「又は第15条第1項」を加える。

第17条の2中「第15条第1項」を「第16条第1項」に改める。

第19条の見出し中「介護休暇」の次に「及び介護時間」を加え、同条第1項中「介護休暇」の次に「又は介護時間」を加え、同条第2項中「前項の」の次に「介護休暇の承認を受けようとする」を加え、「条例第14条第1項に規定する介護を必要とする1の継続する状態」を「1回の指定期間」に改め、「期間」の次に「（当該指定期間が2週間未満である場合その他任命権者が定める場合には、任命権者が定める期間）」を加える。

第20条第1項中「第19条第1項の請求」を「第19条第1項の規定により介護休暇の請求」に改め、同条第2項中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

別表を次のように改める。

**別表**（第13条関係）

親族	日数
配偶者	10日
父母	7日
子	5日
祖父母	3日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の継承を受ける場合にあっては、7日）
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の継承を受ける場合にあっては、7日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、7日）

子の配偶者又は配偶者の子	1 日 (職員と生計を一にしていた場合にあっては、5 日)
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1 日 (職員と生計を一にしていた場合にあっては、3 日)
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	1 日

備考 葬祭のため遠隔の地に赴く必要がある場合は、実際に要した往復日数を加算することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から平成29年 3 月31日までの間は、改正後の第 8 条の 4 第 1 項及び第13条第 1 項第12号中「第 6 条の 4 第 1 号」とあるのは「第 6 条の 4 第 2 項」と、「第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親」とあるのは「第 6 条の 4 第 1 項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」と、同号中「同号に規定する養子縁組里親」とあるのは「同項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」とする。

大津市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年12月28日

大津市長 越 直 美

大津市規則第126号

大津市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

大津市職員の育児休業等に関する規則(平成 4 年規則第14号)の一部を次のように改正する。

第 3 条の 2 各号列記以外の部分中「第 2 条の 2 第 3 号イ」を「第 2 条の 3 第 3 号イ」に改め、同条第 1 号中「第 2 条の 2 第 3 号イ」を「第 2 条の 3 第 3 号イ」に、「保育所、」を「保育所若しくは」に改め、「認定こども園」の次に「における保育」を加え、同条第 2 号中「第 2 条の 2 第 3 号イ」を「第 2 条の 3 第 3 号イ」に、「親である配偶者(」を「親(当該子について民法(明治29年法律第89号)第817条の 2 第 1 項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第 1 項第 3 号の規定により当該子を委託されている同法第 6 条の 4 第 1 号に規定する養育里親である者(児童の親その他の同法第27条第 4 項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない者)に限る。)若しくは同号に規定する養子縁組里親である者を含む。以下この項において同じ。)である配偶者(」に改める。

第 4 条第 1 項中「第 3 条第 7 号」を「第 3 条第 8 号」に、「第 2 条の 2 第 2 号」を「第 2 条の 3 第 2 号」に改め、同条第 2 項中「第 3 条第 7 号」を「第 3 条第 8 号」に改める。

別記様式中 「 続 柄 」 を 「 続 柄 等 」 に改め、同様式(注)第 1 項及び第 4 項中「続柄」を「続

柄等」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から平成29年 3 月31日までの間は、改正後の第 3 条の 2 第 2 号中「第 6 条の 4 第 1 号」とあるのは「第 6 条の 4 第 2 項」と、「同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親」とあるのは「第 6 条の 4 第 1 項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」と、「同号に規定する養子縁組里親」とあるのは「同項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」とする。

大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年12月28日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第127号**

大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和54年規則第20号)の一部を次のように改正する。

第2条の3第5号中「職員と同居している」を削り、「掲げる者」の次に「(イに掲げる者にあつては、職員と同居している者に限る。)」を加える。

**附 則**

- 1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条の3第5号の規定は、平成29年1月1日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

**訓 令**

**大津市訓令第13号**

大津市事務決裁規程(昭和56年訓令第9号)の一部を次のように改正する。

平成28年12月28日

大津市長 越 直 美

別表第1号の表2の部3の項第1号中「休暇」の次に「(介護休暇、介護時間及び特別養子縁組休暇を除く。)」を加え、別表第2号総務部の表人事課の部10の款中6の項を7の項とし、5の項を6の項とし、4の項を5の項とし、3の項の次に次のように加える。

4 介護休暇、介護時間及び特別養子縁組休暇の承認									
部長相当職位									
次長及び課長相当職位									
前2号に掲げる職位以外の 役付職位及び一般職員									

**附 則**

この訓令は、平成29年1月1日から施行する。

**告 示**

**大津市告示第290号**

次のとおり指定管理者を指定したので、大津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成25年条例第19号)第10条の規定により告示する。

平成28年12月28日

大津市長 越 直 美

- 1 公の施設の名称 大津市木戸コミュニティセンター
- 2 指定管理者の名称及び所在地 大津市浜大津四丁目1番1号 社会福祉法人大津市社会福祉事業団
- 3 指定管理者の指定の期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

**大津市告示第291号**

次のとおり指定管理者を指定したので、大津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成25年条例第19号)第10条の規定により告示する。

平成28年12月28日

大津市長 越 直 美

- 1 公の施設の名称 大津市ふれあいプラザ

- 2 指定管理者の名称及び所在地 大津市浜大津四丁目1番1号 社会福祉法人大津市社会福祉事業団
- 3 指定管理者の指定の期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

#### 大津市告示第292号

次のとおり指定管理者を指定したので、大津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成25年条例第19号)第10条の規定により告示する。

平成28年12月28日

大津市長 越 直 美

- 1 公の施設の名称 大津市立木戸老人福祉センター、大津市立北老人福祉センター、大津市立中老人福祉センター、大津市立南老人福祉センター及び大津市立東老人福祉センター
- 2 指定管理者の名称及び所在地 大津市浜大津四丁目1番1号 社会福祉法人大津市社会福祉事業団
- 3 指定管理者の指定の期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

#### 大津市告示第293号

次のとおり指定管理者を指定したので、大津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成25年条例第19号)第10条の規定により告示する。

平成28年12月28日

大津市長 越 直 美

- 1 公の施設の名称 大津市立木戸デイサービスセンター、大津市立唐崎デイサービスセンター、大津市立晴嵐デイサービスセンター及び大津市立三大寺デイサービスセンター
- 2 指定管理者の名称及び所在地 大津市浜大津四丁目1番1号 社会福祉法人大津市社会福祉事業団
- 3 指定管理者の指定の期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

#### 大津市告示第294号

次のとおり指定管理者を指定したので、大津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成25年条例第19号)第10条の規定により告示する。

平成28年12月28日

大津市長 越 直 美

- 1 公の施設の名称 大津市立葛川森林キャンプ村
- 2 指定管理者の名称及び所在地 大津市瀬田神領町40番地の1 滋賀南部森林組合
- 3 指定管理者の指定の期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

#### 大津市告示第295号

次のとおり指定管理者を指定したので、大津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成25年条例第19号)第10条の規定により告示する。

平成28年12月28日

大津市長 越 直 美

- 1 公の施設の名称 比良とぴあ
- 2 指定管理者の名称及び所在地 大津市におの浜三丁目2番25号 株式会社アヤハレークサイドホテル
- 3 指定管理者の指定の期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

#### 大津市告示第296号

次のとおり指定管理者を指定したので、大津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成25年条例第19号)第10条の規定により告示する。

平成28年12月28日

大津市長 越 直 美

- 1 公の施設の名称 旧竹林院
- 2 指定管理者の名称及び所在地 大津市坂本六丁目1番13号 坂本観光協会 会長 上延 安正

- 3 指定管理者の指定の期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

#### 大津市告示第297号

次のとおり指定管理者を指定したので、大津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成25年条例第19号）第10条の規定により告示する。

平成28年12月28日

大津市長 越 直 美

- 1 公の施設の名称 公人屋敷（旧岡本邸）
- 2 指定管理者の名称及び所在地 大津市坂本六丁目1番13号 坂本観光協会 会長 上延 安正
- 3 指定管理者の指定の期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

#### 大津市告示第298号

次のとおり指定管理者を指定したので、大津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成25年条例第19号）第10条の規定により告示する。

平成28年12月28日

大津市長 越 直 美

- 1 公の施設の名称 大津市スポーツハウス・リバーヒル大石及び大石緑地スポーツ村（スポーツ村の一部を除く。）
- 2 指定管理者の名称及び所在地 ビバ・T S Kグループ  
構成団体 京都市下京区烏丸通仏光寺下る大政所町680番地1 株式会社ビバ  
京都市下京区加茂川端正面上ル平岡町377番地の1 株式会社ティー・エス・ケー
- 3 指定管理者の指定の期間 平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

### 企 業 局 管 理 規 程

#### 大津市企業局管理規程第21号

大津市企業局職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成7年企業局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

平成28年12月28日

大津市公営企業管理者 山 本 博 志

第7条の2を次のように改める。

（育児を行う職員の早出遅出勤務）

**第7条の2** 公営企業管理者は、次に掲げる職員が、次条に定めるところにより、その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該職員が現に監護するもの及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）又は同号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童を含む。以下この条、第7条の4第1項、第7条の5、第7条の7第1項、第7条の8、第7条の10第1項及び第2項並びに第14条第12号、第17号、第18号、第21号及び第25号において同じ。）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。）をさせるものとする。

小学校就学の始期に達するまでの子のある職員

小学校に就学している子のある職員であって、次のアからオまでに掲げる事業を行う施設等にその子（当該アからオまでに掲げる事業を利用する者に限る。）を出迎えるため赴き、又は見送るため赴くもの

ア 児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービス

イ 児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業

ウ 児童福祉法第6条の3第14項第1号に掲げる援助を行う事業

エ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条第1項に規定する地域生活支援事業として実施する日中一時支援事業(日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害児に対し、活動の場を提供し、見守るとともに、社会に適応するための日常的な訓練等を行うサービスを提供する事業をいう。)

オ 国の学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業による補助を受けて放課後等における学習その他の活動を支援する事業

第7条の4第1項に次の2号を加える。

当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等(第7条の2において子に含まれるものとされる者をいう。以下同じ。)が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が第7条の2に規定する職員に該当しなくなった場合

第7条の5中「」が」の次に「、次条に定めるところにより」を加える。

第7条の7第1項第4号を次のように改める。

当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

第7条の7第1項に次の1号を加える。

第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が第7条の5に規定する職員に該当しなくなった場合

第7条の8中「職員が」の次に「、次条に定めるところにより」を加える。

第7条の10第1項に次の2号を加える。

当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が第7条の8第1項又は第2項に規定する職員に該当しなくなった場合

第7条の11中「第7条の4第1項第3号」の次に「から第5号まで」を加え、「及び第4号、第7条の8第1項並びに」を「から第5号まで及び」に、「及び同条第2項各号」を「から第5号まで」に、「日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。))」を「要介護者」に、「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員又は小学校に就学している子のある職員であって、次に掲げる事業を行う施設等にその子(当該各号に掲げる事業を利用する者に限る。)を出迎えるため赴き、又は見送るため赴くもの」を「次に掲げる職員」に改め、「その子」の次に「(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって当該職員が現に監護するもの及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。))又は同号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童を含む。以下この条、第7条の4第1項、第7条の5、第7条の7第1項、第7条の8、第7条の10第1項及び第2項並びに第14条第12号、第17号、第18号、第21号及び第25号において同じ。))」を加え、「要介護者のある職員が、次条」を「第15条第1項に規定する要介護者(第7条の4第1項、第7条の5、第7条の7第1項、第7条の8第1項及び第2項並びに第7条の10第1項において「要介護者」という。)のある職員が、次条」に、「が、当該」を「が、次条に定めるところにより、当該」に、「、第7条の7第1項第1号」を「、「深夜における勤務」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。))における勤務」と、第7条の7第1項第1号」に、「第7条の8第2項」を「第7条の8第1項中「3歳に満たない子のある職員が、次条に定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、次条に定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講

ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、同条第 2 項」に、「第 7 条の 9 第 1 項中「前条第 1 項又は第 2 項」とあるのは「前条第 2 項」と、「ならない。この場合において、前条第 1 項の規定による請求に係る期間と同条第 2 項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは「ならない」と、第 7 条の 10 第 1 項第 1 号」を「第 7 条の 9 第 2 項中「前条第 1 項又は第 2 項」とあるのは「それぞれ前条第 1 項に規定する支障の有無又は同条第 2 項」と、前条第 1 項第 1 号」に改める。

第 10 条中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

第 14 条第 1 項第 6 号中「死亡した者」を「親族」に、「期間以内」を「日数の範囲内の期間」に改め、同項第 12 号中「ただし」を「。ただし」に改め、「親」の次に「（当該子について民法第 817 条の 2 第 1 項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により当該子を委託されている同法第 6 条の 4 第 1 号に規定する養育里親である者（児童の親その他の同法第 27 条第 4 項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親として当該子を委託することができない者に限る。）若しくは同号に規定する養子縁組里親である者を含む。）」を加え、同項第 18 号中「が配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号、第 21 号、第 25 号、次条第 1 項及び別表において同じ。）」を加える。

第 15 条第 1 項中「次の各号に」を「要介護者（次に」に改め、「あるもの」の次に「（第 8 号に掲げる者にあつては、同居している者に限る。）をいう。以下同じ。）」を、「ため、」の次に「公営企業管理者が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、同項第 1 号中「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）」を削り、同条第 2 項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする 1 の継続する状態ごとに、連続する 6 月の期間」を「指定期間」に改め、同条第 3 項から第 5 項までを次のように改める。

3 第 1 項の申出は、指定期間の指定を希望する期間の初日及び末日を明らかにして行わなければならない。

4 公営企業管理者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合は、当該申出に係る期間（第 7 項において「申出の期間」という。）を指定期間として指定するものとする。

5 職員は、第 3 項の申出に基づき前項若しくは第 7 項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第 7 項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を明らかにして申し出なければならない。

第 15 条に次の 3 項を加える。

6 公営企業管理者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、第 4 項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間を指定期間として指定するものとする。

7 第 4 項又は前項の規定にかかわらず、公営企業管理者は、それぞれ、申出の期間又は第 3 項の申出に基づき第 4 項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第 5 項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第 17 条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

8 指定期間の通算は暦に従って計算し、1 月に満たない期間は 30 日をもって 1 月とする。

第 15 条の 2 第 1 項中「（明治 29 年法律第 89 号）」を削り、同条を第 15 条の 5 とし、第 15 条の次に次の 3 条を加える。

（介護休暇の単位等）

**第 15 条の 2** 介護休暇の単位は、1 日、半日又は 1 時間とする。

2 半日を単位とする介護休暇は、半日勤務時間において取得するものとする。

3 1 時間を単位とする介護休暇は、1 日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した 4 時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない日がある日については、当該 4 時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

（介護時間）

**第 15 条の 3** 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する 3 年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において 1 日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

(介護時間の単位)

**第15条の4** 介護時間の単位は、30分とする。

2 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間(第24条に規定する育児部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該育児部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。

第17条の見出し中「介護休暇」の次に「及び介護時間」を加え、同条中「介護休暇」の次に「又は介護時間」を、「第15条第1項」の次に「又は第15条の3」を加える。

第17条の2中「第15条の2第1項」を「第15条の5第1項」に改める。

第19条の見出し中「介護休暇」の次に「及び介護時間」を加え、同条第1項中「介護休暇」の次に「又は介護時間」を加え、同条第2項中「前項の」の次に「介護休暇の承認を受けようとする」を加え、「第15条第1項に規定する介護を必要とする1の継続する状態」を「1回の指定期間」に改め、「期間」の次に「(当該指定期間が2週間未満である場合その他公営企業管理者が定める場合には、公営企業管理者が定める期間)」を加える。

第20条第1項中「介護休暇又は」を「介護休暇、介護時間又は」に改め、同条第2項中「介護休暇」の次に「介護時間」を加える。

別表を次のように改める。

**別表**(第14条関係)

親族	日数
配偶者	10日
父母	7日
子	5日
祖父母	3日(職員が代襲相続し、かつ、祭具等の継承を受ける場合にあっては、7日)
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日(職員が代襲相続し、かつ、祭具等の継承を受ける場合にあっては、7日)
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日(職員と生計を一にしていた場合にあっては、7日)
子の配偶者又は配偶者の子	1日(職員と生計を一にしていた場合にあっては、5日)
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日(職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日)
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	1日

備考 葬祭のため遠隔の地に赴く必要がある場合は、実際に要した往復日数を加算することができる。

**附 則**

(施行期日)

1 この規程は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)から平成29年3月31日までの間は、改正後の大津市企業局職員の勤務時間、休暇等に関する規程(以下「新規程」という。)第7条の2、第7条の11及び第14条第1項第12号中「第6条の4第1号」とあるのは「第6条の4第2項」と、「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親」とあるのは「第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」と、「同号に規定する養子縁組里親」とあるのは「同項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」とする。

3 改正前の大津市企業局職員の勤務時間、休暇等に関する規程第17条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、施行日において当該介護休暇の初日(以下単に「初日」という。)から起算して6月を経過して

いないものの当該介護休暇に係る新規程第15条第1項に規定する指定期間については、公営企業管理者は、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

大津市企業局管理規程第22号

大津市下水道条例施行規程（平成22年企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

平成28年12月28日

大津市公営企業管理者 山 本 博 志

様式第1号中「あて先」を「宛先」に、

御 使 用 番 号					水 栓 番 号				

を

御 使 用 番 号	水 栓 番 号

に改める。

様式第7号を次のように改める。

様式第7号（第8条関係）



様式第9号中「あて先」を「宛先」に、

御 使 用 番 号	水 栓 番 号
-	第 号

を

御 使 用 番 号	水 栓 番 号
-	

に改める。

様式第11号中「あて先」を「宛先」に、

御 使 用 番 号
-

を

御 使 用 番 号
-

に改める。

「  
様式第16号の2中 

使 用 番 号	-	-
---------	---	---

 を

「  

使 用 番 号	-
---------	---

 に改める。

**附 則**

この規程は、平成29年1月1日から施行する。